

## サーミ政策史

—古代から近代まで—

### The Political History of the Saami : From Ancient to Modern Times

沖野 智子 (北海道民族学会会員)

#### I はじめに

この論文は北海道東海大学学士論文「サーミ政策史」(沖野 2002)の第二章「サーミ政策史」を加筆・訂正をしたものであり、このテーマで書こうと考えた理由は2つある。1つめは2000年2月スウェーデン北部に位置するラップランド県の県都であるキルナ(Kiruna)<sup>1</sup>とその周辺部への旅行である。キルナには一週間程滞在し、キルナ市内にあるサーミ博物館に行き解説員からサーミに関する様々な説明を聞いた。北欧の北部地域のラップランドには先住民族であるサーミが存在することは以前から知っていた。しかし、サーミはノルウェー・スウェーデン・フィンランド・ロシアの国境付近に分散しているサーミを一つの民族として表現する手段として、サーミの民族旗<sup>2</sup>、民族の祝日<sup>3</sup>、民族歌などを既に制定されていることをこの旅行で初めて知ったのである。

サーミに関することでもう一つ心を打たれたことがあり、ニッカロクタ(Nikkalokta)というサーミの集落に行った時に教会でサーミの女性が歌う伝統的な歌ヨイクを初めて聞いた。彼女がヨイクを歌い終えた時、彼女はこうに言っていた。「今日こうしてヨイクを歌えるようになったのはごく最近のことであり、ヨイクには悲しい歴史が秘められている。」これらの経験によってサーミがどのような歴史を辿ってきたかについて関心を抱く動機となったのである。

2つめはサーミに関する文献を調べる過程で、それらが非常に少ないことに気がつき参

考資料としてホームページをいくつか参考にしたが、スウェーデンのサーミに関する情報量が圧倒的に多かったためにスウェーデンを中心とした政策史となっている。また日本における北欧研究は政治・経済・社会福祉などに関する研究が主流であり、北欧の先住民族に関する研究をされている人は数える程しかない。

初めに断っておきたいのはロシアにもサーミは居住しているが彼らに関する参考文献は極端に少なく、入手も非常に困難であったために省略した。この論文中に登場する人名や地名などは、スウェーデン語の発音に統一した<sup>4</sup>。

#### II サーミ政策史の始まり

##### —歴史書に登場するサーミ—

サーミ政策史はあまり研究されていない分野の一つであると思っていたが、様々な歴史書に古い時代のサーミが何度か登場している。サーミが歴史書に初めて登場するのはローマの歴史家タキトゥスが98年に書いた『ゲルマニア』<sup>5</sup>であり、『ゲルマニア』にはサーミの生活様式を記述したと思う箇所がありタキトゥスはこのように記述している。「フェニー族は呆れるほど野蛮であり、ぞっとするほど貧乏である。武具も馬も家もなく、草を食い、毛皮を着て土の上に寝る。彼らのただ一つの希望は矢である。それも鉄がないために骨で鎌を作っている。彼らは男も女も一緒に狩猟に行き、それで生活を支える。つまり

女はどこへでも男について行き、獲物を得る際に役割を要求する。幼児を野獣や雨から防ぐには枝を組み合わせただけの粗末な小屋の中に隠す以外に何もない。ここに若者達が帰って来るし、老人を保護すべき場所でもある。しかし彼らは畑を耕すために呻吟したり家を建てるために骨を折ったり、あるいは自分の財産や他人の財産を願望と恐怖の中で取り扱ったりするよりもこのほうが幸福だと考えている。彼らは人間に対して気を遣わず神々に対してはむしろわさねず何の願いも必要としないという、最も厳しい状況を表しているのである（ハストロプ1996）。」

次にギリシャのプロコピオス(Prokopios)が555年に書いた『Geographia』の中でサーミと思われる記述がある。「Thuleの北にSkithiphinoi<sup>6</sup>（スキーフィン）と呼ぶ狩猟民族が住んでいる。彼らには衣類も履物もなく、酒も飲まず、土地から食べ物を集めることもしない。土地の耕作に携わることもなく、婦人は家で働かず男女共に狩りをし、広大な山や森が豊かな獲物や他の生き物を彼らに与えてくれる。狩りで得た動物の肉を食し、その動物の皮を着て彼らは麻や他の縫うべき素材も知らず、動物の腱で獲物の皮をつづり合わせ全身に巻き付けている…以下省略。(小泉1993)」

タキトゥスは当時のサーミの様子を正確に記述したかどうかは疑わしい。『ゲルマニア』はボジドニウス・カエサル・リウィウスらの記述に基づいて書かれており、タキトゥスはゲルマニアを訪問したことがなかったという。またタキトゥスの「呆れるほど野蛮」、プロコピオスの「麻や他の縫うべき素材も知らない」という表現は、当時のヨーロッパ人が抱いていた未開の異民族に対する優越感であるのと同時にその地域の文化についても知らなかったのではないかと推測される。

700年代になると、ランゴバルト族の歴史家パウラス・ディアコヌス(Paulus Diaconus 725-797?)が、スキー技術、トナカイと毛皮の使用方法についてだけではなく、サーミだと思われるSkridfinnsについても記述して

いる。Skridfinnsは雪に覆われた地域で獲物を追いかけて、弓のように曲がった木製の道具を使用して獲物を得た。Skridfinnsが居住している地域にはオスジカのような動物が生息しており、その動物の毛皮で作られた衣服を着ており、Diaconusの推測では衣服の生地は薄く膝までの長さだったという。当時の多くの北方民族と同様にSkridfinnsもまた動物の肉を生で食べていたのは確かなことであるという。

9世紀末にはイギリスのアルフレッド(Alfred)大王が『アングロサクソン年代記』<sup>7</sup>の中で、ノルウェー人オットタル(Ottar)から聞いた極北の大地の状況を伝えている。「ノルウェー北部の奥地はCwenlandであり、Cwenland北西部にはフィン人(Scride<sup>8</sup>-finni)が居住し、西部にはノルウェー人が住んでいる。フィン人の生業は、冬は狩猟、夏は漁労である。オットタルは600頭のトナカイを所有し、彼の収入源はフィン人が彼に支払う租税(テンヤトナカイの皮など)である。」と記述されている(小泉1993)。

オットタルに関する記述から8~9世紀のサーミの生活をかいま見ることができ、すでに9世紀末期にはノルウェー人がサーミに対して課税を行っていたことが推測できると思う。もう少し後の時代になると、サーミとノルウェー人との間だけではなく、サーミとカレリア人(ノブゴロド人)との間でも租税を巡る争いが生じるようになる。そこで1273年にはノルウェーとスウェーデンとの間で、1322年にはスウェーデンとロシアとの間で協定が結ばれ、これらの国々ではサーミに対しての課税地域が決定された。これらの国々にとってサーミの存在価値は租税の対象でしかなかったという(小泉1993)。

### III ラップランドの

#### 植民地建設の開始

サーミが居住するスカンジナビア半島北

部の国境は現在のように明確に決まっていたわけではない。1000年頃のノルウェー北部の国境はトロムソ<sup>9</sup>(Tromsø)付近であり、サーミが居住するフィンマルク(Finmark)地方は当初ノルウェーやスウェーデンの王権の及ばない北端地とされていた。ラップランドの植民地建設に最初に着手したのはノルウェー人であるが、すぐにスウェーデン人、フィンランド人、ロシア人もその後続いた。植民地建設の初期において植民者達はサーミが居住する地域にできるだけ近い場所に市場を設けることによって、自分達の領土を拡大していき次第にラップランドの内部へと入って行った。このようにして植民者達は隣国がこの地域を占有するのを防いだ。毛皮を有している動物によって支払われるサーミの税が、この時期におけるサーミと隣国諸国の人々との関係の顕著な特色になっている(アシュワース1990)。

1100年頃にはサーミ税(finneferden)とサーミ通商(finnekaupet)がノルウェー国王の権利となり、サーミ税とはノルウェー国王に対する貢税であったがノルウェー国民としてサーミが支払うものではなく、外国人としてのサーミが支払う貢税であった。またサーミ税はノルウェーがサーミに対して戦争を仕掛けないという一種の平和保障的な性格も併せ持っていたという。サーミがサーミ税を支払った額の根拠は土地利用の対価として支払ったのではなく、その土地に住むサーミの人数によって支払う税額が決定するという人頭税(personskatt)であった。

当時のラップランドの植民地政策についての文献は乏しいが、交易などについて書かれた文献がいくつかある。それはスノッレ・ステュルラソン(SnorreSturlason 1179-1241)が12~13世紀にかけて書いた『Norska Kungasagor』と『Egils saga』であり、それらにはサーミと北欧人の関係、造船技術と交易について記述されている。『Norska Kungasagor』によると、ほぼ毎日のようにサーミと北欧人の往来があったといい、ノルウェー王のハラルド・ホーフアグレ

(HaraldHåfagre)はサーミの首長スヴォーセ(Svose)の娘スノーフリッド(Snöfrid)と結婚し、彼らは4人の息子を得た。彼らの息子の一人はノルウェー王室の地位を得て、サーミとノルウェー人や北欧人が平和に暮らせるように努力した。スノッレ・ステュルラソンは当時の造船技術についても詳しく記述し、シグルド・スレムベ(SigurdSlembe)王子は1100年代にサーミが居住する島を訪問し、サーミが船を造っているのを見た。船の交番は動物の腱で縫い合わせて作られており、船を動かせるのには漕ぎ手が24人必要であったためにサーミが造っていた船がとでも大きくみえたという。

『Egils saga』はノルウェー王室の一員であるトルルフ・クヴェルドゥフソン(TorolfKveldufsson)について記述している。彼は90人の団体を引き連れてサーミが居住する地域に出かけ、サーミと交易を行い彼らから得ることができた重要な交易品はリス、テン、オコジョ<sup>10</sup>などの動物の毛皮であった。

これらの文献を見た限り、抵抗や反乱については書かれていないことから当時のサーミと北欧人の関係は良好な状態であったように思う。しかし、14世紀初頭はスカンジナビア半島北部には国境がまだ明確に決まっておらず、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、ロシアがそこに居住するサーミからの徴税権を争うようになる<sup>11</sup>。サーミは一つの国家ではなく、現在のノルウェー、スウェーデン、フィンランドとロシアに分散して存在してきた民族であることから、サーミは全く同じ取り扱いを受けてきたわけではない。今日においても北欧諸国におけるサーミの取り扱い、または法的地位は同じではない。

サーミの狩猟権保護を早くから認めていたのはスウェーデンであり、すでに1328年に当時の最高地位にあった裁判官(Riksdrotsen)クヌート・ヨンソン(KnutJonsson)のその年の12月5日の書状にその証拠を見ることが出来る。ヨンソンの書状には「木こりや狩猟で生計を立てているラップと呼ばれる遊牧民は、雌のトナカイを捕獲してはいけない」と書か

れている。このことはサーミの生活がスウェーデンの法律によって規制されていることを意味したというが、現存しているスウェーデンの記録の中でサーミを示すラップという言葉が初めて使用されたのは、このヨンソンの書状である。当時スウェーデンはサーミをスウェーデン国民として認めていたかどうかは不明であるが、ラップと呼ばれる人達つまりサーミも存在しているのを知られていたのは確かである。

マグヌス王(KungMagnus)の1340年の3月16日の書状にはラップランドの植民に関する条例の制定についての記述があり、「ラップランドの状況を把握するためにはラップランドでもスウェーデンの法律を適用すること」と書かれている。スウェーデンだけではなく他の北欧諸国のラップランド植民地政策が本格的に開始するのは、もう少し後の時代になってからのことであるがスウェーデンは、この時既にラップランドをスウェーデンの植民地にしてしまおうと考え始めていたのではないか。

15世紀におけるサーミ政策史の大部分についてはまだほとんどが解明されておらず、14から15世紀頃にかけての北欧諸国の情勢とサーミの政治的・経済的状況は関係があると考えられる。14世紀のスウェーデンはデンマークとの数回にわたる戦争の度に国境線が変更し、1397年はデンマーク＝ノルウェー連合とスウェーデン(＝フィンランド)はカルマル連合として結成された。カルマル連合によってスカンジナビア全土とフィンランドとアイスランドも集結し、マルグレーテ女王(1353-1412)による同一の外交政策を共有したのである。この連合は約50年間機能したが、15世紀になると約1世紀半に及んでデンマークとスウェーデンの間で権力闘争が生じた。1434年にはスウェーデン史上最大の反乱であるエンゲルブレクト・エンゲルブレクツソン(?-1436)の反乱(1434-1436)<sup>12</sup>やストックホルムの血浴<sup>13</sup>を経て、1523年にグスタフ・ヴァーサ(GustavVasa 1496-1560)がスウェーデン国王になり、スウェーデンはデン

マーク＝ノルウェー連合から独立し、カルマル連合は1523年に完全に崩壊した。

15世紀におけるサーミ政策史で解明されているのは、およそ100年後の1442年の記述のみである。エンリット・クリストファシュ王の国法(EnligtKristffersLandslag)は狩猟権と漁労権を侵害した場合についての損害賠償の義務と罰金刑についての法令を制定し、共同で所有する森<sup>14</sup>で部外者の狩猟は共同所有者や地主の許可が必要であった。

#### IV 本格化する植民地政策

スウェーデン北部地方ノルランド(Norrland)<sup>15</sup>における植民地時代は16世紀から18世紀にかけて約200年間続いた。この間スウェーデン人はノルランドを「ラップランドは生き地獄(ラップランドは寒く、雪が降り、薄暗く、夏には大量の蚊が発生するため。)、」「産業などの将来性がある大地」などというように様々な名称で呼んでいた。当時のスウェーデン人のほとんどがノルランドについての知識が乏しく、彼らにとってのノルランドとは未知の土地であったからだと思う。

16世紀から18世紀にかけての政策史について説明する前に当時の北欧諸国の時代背景についても簡潔に説明する必要がある。当時の政策史に関する文献の多くがスウェーデンの政策史に関連するものであり、その頃の北欧諸国の時代背景と何か関係があると考えられるためである。当時、北欧はデンマーク＝ノルウェー連合(1523-1814)とスウェーデン(＝フィンランド連合 1323-1809)という2つの国家になっていた。グスタフ・ヴァーサの死後、1561年のエストニア支配をきっかけにスウェーデンはスカンジナビア半島での勢力が1658年に最大となり、北方七年戦争(1563-73)、対露戦争(1590-93)と30年戦争(1618-48)<sup>16</sup>などの戦争を経て、現在のエストニア、ラトビア、北部ドイツの前ポメラニアおよびブレーメン周辺地域がスウェーデン領となった<sup>17</sup>。1700年スウェーデンは

ロシア、ポーランド、デンマークに対して開戦（北方大戦争 1700-21）したが、1721 年に締結された対ロシア講和条約であるニュースタート条約でスウェーデンはバルト海南岸のほとんど全部の領土を失い、スウェーデンはもはや強国ではなくなった。

19 世紀初頭はヨーロッパのほぼ全域がフランスとナポレオンに対する戦争の真最中にあり、ロシアとフランスはティルジット条約（1807）で同盟を結んでおり、当時スウェーデンとフランスは敵対関係にあったためにロシアもスウェーデンを攻撃した。このため 1809 年にスウェーデンはロシアにスウェーデン領のフィンランド全土を奪われたことにより国土の三分の一を喪失することになったのである。1814 年から 1905 年までスウェーデンはデンマークからノルウェーを獲得し、1814 年から 1905 年までスウェーデンはノルウェーと同君連合を結成した。北欧諸国は 16 世紀から 20 世紀の初めまで、ほとんど常に 2 つの国家が存在しており今日のように北欧諸国がノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、アイスランドの 5 つの国家として存在するようになったのは約 60 年前のことである。

## 1 16 世紀

16 世紀のラップランドの状況について歴史家オラウス・マグヌス (Olaus Magnus) は次のように記述している。「ラップランドは霜に覆われたエデンの楽園であり、サーミがそこに住んでいる。戦争はなくサーミは通貨の存在を知らず、金に対する欲望も抱いていない。」オラウス・マグヌスは当時のラップランドやサーミの状況を正確に記述したかどうかは疑わしく、彼が実際にラップランドに行って記述したのかわからないだけでなく、「霜に覆われたエデンの楽園」という表現は彼が想像したラップランドであると思う。当時のラップランドは北欧人にとっては野生の土地であり、異国情緒にあふれた土地であったといい、前述したオラウス・マグヌスもラップランド

に対してこのようなイメージを抱いていた一人だったのではないか。

スウェーデン国王グスタフ・ヴァーサの時代（1523-60）はラップランド (Lappmarken) に対する関心が増大した時期であり、彼は例えばサーミに対する徴税を簡素化させるためにラップランドに点在するサーミの土地を分割させたラップランド植民地政策の先駆者であった。1526 年、ヴァーサは書状の中でスウェーデンの裁判官にサーミをスウェーデン法とサーミ慣習法に従わせるように言っている（石渡 1986）。サーミの慣習法とはシーダ<sup>18</sup>という秩序であり、この秩序はシーダの中に住むサーミにとってはシーダ内での狩猟などの行動の自由を保障し、シーダ外に住むサーミにとってはそれを侵害してはいけないという秩序<sup>19</sup>である。

ヘルシングランド (Hälsingland)、オンゲルマンランド (Ångermanland) とメデルパッド (Medelpad)<sup>20</sup>の農耕者への書状 (1542) には、ヴァーサは「未開の土地は神のものであり、スウェーデン国王のものでもある。」と明言している記述がある。それらの地域に居住する農耕者はヴァーサに対して未開の土地であるラップランドの植民地化を進めないことを切望していた。この書状の中ではスウェーデンの直接支配下で農耕者はサーミ居住地域における土地所有に関する議論もしているが、当時の歴史家や法律家は結論を出せずにいた。しかし、この書状には矛盾した内容が記述されており、それらの地域の農耕者はスウェーデンの直接支配による植民地支配を歓迎する一方で、スウェーデンによる全く根拠のない土地請求に同意し、植民地化の妨害になるとして広範囲にわたる森林や荒地を無断で開墾したのであった。

1543 年 6 月 3 日のヴァーサの書状によると、彼はオンゲルマンランドとウメオ (Umeå)<sup>21</sup>の農耕者を激励し、これらの地域の農耕者はサーミが狩猟によって得た獲物で放棄した獲物を押収しなかったためである。ヴァーサはサーミの狩猟権を侵害することはサーミの存続に関する処罰を農耕者が受ける恐れがある

といい、当時のサーミは講和条約<sup>22</sup>で狩猟が許可されていたのである。ヴァーサは1551年に氷海に近いサーミの土地に対して権利を認める書状を出し、それは氷海の西部においてはデンマーク＝ノルウェー連合に対して東部においてはロシアに対してスウェーデンの北部領土を主張するのが目的であった。

フィンランドは1809年までスウェーデンの一部、すなわち東部地方(Österland)でありスウェーデンと共通の法体系を持っていた。当時の農耕者の生活に関しては法律にも定められているが、農耕者の土地に対する権利と現代的意味における土地所有の権利とは異なったものであった。農耕者は土地に対して法的権限を持っている場合は法的保護を要求することができた。その土地は相続の対象ともなったり売却も自由とされたが、このような権限は土地に課せられた土地税を国王に支払うことによって確保されたことから、所有権ではなく「納税者権利」<sup>23</sup>と呼ばれたのである(石渡1986)。1550年頃から現在のフィンランドにおける土地に関する法律の中にサーミに関連する規定が見られるようになり、狩猟、漁労、トナカイの飼育を生活の糧としてラップランドに生きるサーミの生活様式をこの法律の中では「サーミ生活様式」として明記された。北部スウェーデンおよび北部フィンランドに関する判例において17世紀後半には、地方裁判所によって「サーミはサーミの生活様式を行う土地所有者として扱われていたことを示唆されている。」という記述がある。1673年までのラップランドにおいてはサーミの生活様式のみが許可されていたが、それ以降は定着生活様式も認められるようになり、農耕者となった彼らの土地税はやがて農場税として移行していったのである(石渡1986)。

当時デンマークの支配下にあったノルウェーがスカンジナビア半島最北部のフィンマルクへの勢力拡大を開始したのは16世紀半ばからであるが、同じ頃にフィンマルクへの直接支配に乗り出した隣国スウェーデン王室に刺激されたものであったという。スウェーデ

ンでは1559年以来、イエムトランド(Gämtland)、ベステルボッテン(Västerbotten)などのラップランド南部においてサーミの家族が、狩猟漁労採集活動において領有する地域はシーダごとに徴税リストに記載され、領域使用に対して徴税されていた。そして後には「ラップ租税」として家族ごとに土地台帳に記載されるようになったが、納税を条件として自由にその土地の相続や売買がある一般の土地所有の概念に準ずるものであったという(庄司1995)。

## 2 17世紀

17世紀は16世紀よりもスウェーデンのラップランドに対する関心がさらに増大した時期でもあり、スウェーデンは北方の領土確保のために17世紀後半から何度か減税、免税、兵役の免除などの優遇措置によってラップランドの植民を奨励してきた。そのため入植者とサーミの間では土地利用に関する争いが絶えなかったようである。当時のスウェーデンにバルト海制覇をもたらした一連の戦争は膨大な経済的負担を課し、スウェーデンにとっては遙か北方の地であるラップランドのサーミへの徴税と植民地政策は戦費を賄う手段の一つであったと思うのである。

サーミは漁労とトナカイ飼育で生計を立てていたが、1610年頃から生業に危機が始まり、スウェーデン国王は1602年にラップランドにおける税制を変更し、課税対象を毛皮製品から魚とトナカイに変更した。以前からトナカイの頭数が減少していたサーミはトナカイに課税されることで生業に追い打ちをかけるような形となっていた。この状況を知ったスウェーデンはサーミの収入の調査を開始し、課税対象を変更し「ラップ地税」と呼ばれるラップランドの川、湖と領域(シーダ)に対して課税するようになったのである。ラップランドでは11世紀からキリスト教の布教活動がすでに開始されていたといわれているが、本格的に開始されたのは17世紀になってからである。ラップランドに最初の教会が建設

されたのは1603年であり、1619年にはスウェーデンの首都ストックホルムで初めてサーミ語で書かれた祈祷書が発行されたが、スウェーデン語で書かれたものの翻訳版であった。1811年になると、全聖書がスウェーデン北西部とノルウェー西部の沿岸部にまたがる地域の方言であるルレ・サーミ語で出版され、話者が最も多い北サーミ語に翻訳されたのは1895年になってからであった。

1608年(文献によっては1607年)からスウェーデン国王カール9世(Karl IX 在位1604-11)が自分自身を「ノルランド・サーミ王」と呼んだことで、サーミはスウェーデン国民として認められるようになったのである。それまでサーミはスウェーデン国民として認められておらず、課税の対象でしかなかったが、スウェーデンのサーミ政策は必ずしも強い権力で異質の体制に服従させようとするものではなかったようである。サーミの土地に対する伝統的権利の調査に携わってきたコルピヤーッコ(Korpi jaako)はラップランドにおいてもスウェーデン法が適用されたが、法と法の運用はサーミの土地利用やそれに関わる慣習を無視したものではなく、農民などの土地利用についての訴訟ではむしろサーミが擁護されたケースが多かったと述べている。しかし、サーミは全ての面において農民と同等の扱いを受けていたわけではない。サーミはトナカイ飼育、漁労、狩猟という生業に従事する人々であるとみなされ、また彼らがシーダを単位として生活する地域を包括的にラップランドと呼ばれ、農民の居住する低地とは境界により区分され、その境は「ラップ境界」と呼ばれていた。ラップ境界より北部高地は排他的なサーミの活動領域として認められ、原則として外部の侵入者から守られておりスウェーデンとノルウェーの両支配地域でラップランドはシーダごとに法制度を含めたかなりの自治権を保留していたことが指摘されている(庄司1995)スウェーデンのサーミ政策は自分達の利益の追求のみを考えていると理解していたが<sup>24</sup>、シーダごとにかんがりの自治権が認められており、ラップランドにおける

スウェーデン法の適用がサーミの慣習を無視したものではなかったからである。

1613年フィンマルクの権力闘争においてデンマーク=ノルウェー連合はノルウェー西部の沿岸部を支配下におさめ、スウェーデンの勢力はフィンマルクの内陸部にとどまることになり、ロシアの勢力はフィンマルク東部沿岸部のバラング半島までに及んだ。すでに17世紀初期にはラップランドは余すところなくデンマーク=ノルウェー連合、スウェーデンとロシアの支配下におかれ、フィンマルクの一部地域においては全ての勢力の徴税対象となっていたことから、17世紀初期にはまだ国境が確定していなかったのは確かである。

17世紀スウェーデンが三十年戦争などの戦争による膨大な経済的負担を補うために新たな収入源を必要とし、1634年にサーミのペーテル・オルソン(Peter Olsson)はノルウェーとスウェーデンの国境付近にあるナサ山(Nasafjäll)で銀を発見したことは幸運であった。翌年の1635年から1659年までスウェーデンの管理下でナサ山での銀の採掘が行われたが、炭坑で働くサーミは過酷な労働を強いられ時には暴力もふるわれるという災難に遭い、ナサ山で採掘された銀を精錬所へ運搬する手段としてのトナカイも酷使され多くのトナカイが死んだ。そのためサーミはトナカイを銀の運搬に使用されるのを拒否し、炭坑で働く多くのサーミがノルウェーへ逃亡し、ナサ山での銀の採掘は失敗に終わった。そこでスウェーデンは逃亡者への対策をとったが、あまりうまくいかなかったようであり相次ぐサーミの逃亡によって現在のルレ、ピテ<sup>25</sup>地方のサーミの人口が激減してしまったからだ。

1630年代にはスウェーデンはラップランドの状況を正確に把握するために数多くの教会と学校を建設し、宣教師も派遣し、17世紀のいつ頃なのかは不明であるがノルウェーもサーミの学校教育に関心を持ち始めた。ラップランドで学校教育が開始された初期の頃は、キリスト教の宣教師として人々に貢献するためにごくわずかのキリスト教徒の青少年が教育を受ける程度であったという。1673年はス

ウェーデンが正式にラップランドの植民地化を開始した年であり、1673年に初めて作成されたラップランドの掲示広告には植民の奨励とサーミ出身のラップランド知事ヨハン・グローン(JohanGrån)について書かれていたが、この掲示広告はあまり効果がなくラップランドの入植に関心を持ったスウェーデン国民はごくわずかであった。スウェーデンはラップランドの入植の奨励策として入植後 15 年間の免税や兵役の免除などの優遇措置をとったが、入植に関心を持った者が少数だったのは当時の国民にとって奨励策が魅力的なものではなかったというよりも、依然としてラップランドに対して良いイメージを抱いていなかったからだと思うのだ。

スウェーデンはラップランドの植民地政策の戦略を練り直し、1695年に作成されたラップランドの入植に関する掲示広告の内容が更新されたのである。以前の掲示広告と最も異なる点は入植の特典をアピールするものではなく、ラップランドでの農業と農業経営者の必要性を強調したものであったが、この年の広告もあまり効果がなかった。入植者は猟場と漁場が多いことに気がつき、自分達の農業がうまくいかないのではないかと心配し、ラップランドは「非現実的な安住の地」であるというのだ。それだけではなく、ラップランドの寒冷な気候は農業には適さず、入植者は狩猟と漁労で一年の大部分の生計を立ててはいけなかったからである。

ラップランドの入植が開始された 17 世紀の後半から入植者によってサーミの伝統文化が脅かされ始めるようになる。入植者もラップランドで狩猟と漁労を行うようになってから、サーミもかつて使用していた猟場や漁場からしばしば遠ざけられたり、サーミの狩猟や漁労文化が破壊され、サーミの間に飢饉が広まった地域もある。さらに 1648 年と 1673 年の法令によってトナカイの遊牧で生計を立てているサーミの生活基盤を崩壊させ、ノルウェー国民になることを希望しないスウェーデン領に居住するサーミはノルウェー入国を禁止され、トナカイ遊牧を維持できなくなっ

たからである。

サーミの伝統文化が脅かされ始めるようになったのは生業においてだけではなく、精神生活においても同様であり、スウェーデン国王の命令で1685年5月に全てのサーミを対象に偶像崇拜の調査が徹底的に実施された。トロールトローマ(シャーマンドラム)が焼き払われ、シエイディなどサーミにとっての神聖な場所や捧げ物が破壊され、冒涇されたのである。1693年には悲惨な出来事が起こった。スウェーデン北西部の村アリエプログ(Arjeplog)に住むラーシュ・ニルソン(LarsNilsson)というサーミの男性が使用していたトロールトローマと共に焼き殺されたのである。

約 150 年後の 1830 年代になると、宣教師ラーシュ・レヴィ・レスタディウス(LarsLeviLestadius)がスウェーデン北部の村カレスアンド(Karesuando)に来て凄まじい宗教活動を開始したのである。彼の母はサーミでありサーミの文化をおおよそ理解していたにもかかわらず、彼は厳格なキリスト教徒であったためにサーミの様々な祭、古い歌、装飾の多い服などを罪深いものと捉え、サーミの伝統的な生活様式を根絶させようと努力した。さらに彼だけではなく他の宣教師達もサーミのシャーマンを捕まえ、彼らが使用しているトロールトローマには強力な魔力が宿り、未来を予言できるとして一緒に焼き殺されたのである。精霊についての考えや薬草による治療は現在でも残っているというが、シャーマンによって伝えられてきた数多くの伝統的な歌や伝説が失われてしまったのだ。現在、多くのサーミはレスタディウスが布教したキリスト教「レスタディウス派」を信仰し、サーミだけではなくラップランドに居住するスウェーデン人、ノルウェー人、フィンランド人も信仰している<sup>26</sup>。近年サーミの伝統的な宗教に対する関心が高まってきており、復活させようとしている人々もいる。例えばノルウェーの首都オスロに住むサーミはノアイド(サーミのシャーマン)として有名になり国内外で講演を行い、ノルウェー国内のある



村の学校教師は実際に演奏可能なトロールトローマの複製を制作しているという。

### 3 18世紀

植民地時代の末期である18世紀の植民地政策は農業の普及を基本とし、政府だけではなく宣教師達もその一部を担っていた。政府は1749年のラップランドに関する新法令で開拓地での狩猟を禁止したが、漁労については全面的に禁止されず各自の家庭で必要とする分だけの魚の捕獲は許可されていた。18世紀もスウェーデンの様々な経済計画によってラップランドの産業化を促進させようとする考えが広まりつつある中で、そのような考えを支持しないスウェーデン人もいた。それはヴェステルボッテン(Västerbotten)知事のガブリエル・ギュレングリップ(Gabriel Gyllengrip)であり、サーミの貧しい生活に対して軽蔑的な態度をとっていたというが、毛皮製品の材料となるトナカイの搾取に関してサーミとスウェーデン人の仲裁役であった。宣教師達はラップランドで宣教活動だけではなく、「神は無駄なものを創造しない」というスローガンの下で農業の普及も行った。宣教師ペール・ヘーグストローム(Pehr Högström)は、そのスローガンを「ラップランドの厳しい自然環境は神が創造した無駄なものではなく、農業の妨げにはならない」という宗教的根拠に基づく解釈をし、神が創造したと言われる森林地帯や山地を熟練した技術を持つ農民に開墾させた。当時の開墾の様子を知る文献はないが、ラップランドの大部分の地域が農業に適さない寒冷な気候であるため農民の苦労は計り知れないものがあっただろうし、「宣教師はなんてばかげたことをさせるのか」と疑問に思っていた農民もいたはずである。

17世紀はまだ学校教育を受けるサーミの子供は数少なかったが、18世紀になると教育を受ける子供は次第に増加していった。教会がある比較的大きなサーミの村々にサーミ人学校が建設されたが、学校から遠く離れて暮

らしていた子供達は農民の家に下宿しながら通学するか、寄宿学校で勉強をしなければならなかったのである。サーミ人学校ではサーミの文化などサーミに関する内容は教えられず、キリスト教の福音と聖書講読が重要科目であり、この頃はまだサーミ人学校でのサーミ語の使用が禁止されていなかったが、サーミを自国民として同化させる手段の一つとしてスウェーデン語またはノルウェー語で授業が行われたのである。北欧諸国が同化政策を本格的に開始するのは19世紀になってからであるが、サーミ人学校では北欧語が使用されていたことから、18世紀からすでに同化政策が徐々に開始されていたといってもよいのではないか。

1700年代の中期までラップランドの人口の大多数をサーミが占めていたのにもかかわらず、1734年の法令で裁判におけるサーミの地位が弱められたが、サーミは必ずしも裁判において不利な立場におかれたとは限らなかったようである。例えば、1743年4月7日の裁判ではヨン(Jon)とペーテル・ヨンソン(Per Johnsson)というサーミ達は入植者であるペール・ヨハンソン(Pär Johansson)が、自分達の水域で使用するビーバー猟の網を無断で捨てたとして訴えた。この裁判で彼らは「サーミの水域で使用するビーバー猟の網を無断で広げた入植者全員に対して罰金を課すだけではなく、訴訟費用も負担する」という1652年と1721年に発行された書状を提示し、彼らの正当性が認められたのである。

1720年から1729年にかけて出されたスウェーデン国王の声明はサーミとスウェーデン人の住み分けを明確にさせるためのものであった。スウェーデン人が多く居住し、ラップランドの遙か南方の地域であるヴェストマンランド(Västmanland)やイエストリークランド(Gästrikland)などにもサーミが住んでおり、スウェーデン国王はそれらの地域でサーミを発見した場合、「サーミ行政地区」とも呼ばれたラップランドに追放するように命じる声明を出したのである。ラップランドに追放されるのを回避するためにサーミの居住地域

の一地方であるスウェーデン中部地方のダーラナ(Dalarna)などに移住したサーミもいたが、移住しなかったサーミの多くは国王の声明によって開拓民として生活をし、トナカイ飼育をあきらめざるを得なかった。しかし、この状態はさほど長くは続かず、1780年代にトナカイ飼育が再開されたのである。

18世紀のサーミ政策史における最大の出来事は、1751年10月にデンマーク＝ノルウェー連合とスウェーデンとの間で締結されたストロムスタッド(Stromstad)条約に作られたサーミ追加条項(Lappekodisillen)によって、サーミの伝統的な生活様式である「シーダ」が保障されたことである。まずストロムスタッド条約とは、それまではデンマーク＝ノルウェー連合とスウェーデンの共通領域であったフィンマルクの国境を画定した条約である。この条約によってノルウェー領となった地域における課税権と宗教的・世俗的管理権がノルウェーに属し、スウェーデン領となった地域においてもこれらの権利はスウェーデンに属したが、両国とも土地の私的所有については認められなかったようである。この国境条約が締結された背景にはペーテル・スニットラー(Peter Schnitler)がノルウェー領のフィンマルクで行った調査(1742 - 1745年)があり、彼はフィンマルクの居住者を基準にして彼らを5つに分類している。第1はベルゲン(Bergen)やトロンヘイム(Trondheim)または北部地方からの移住者であり、彼らは主に漁労で生計を立てていたが、彼らの土地は共有のものであったため土地に対する私的所有権も確立されておらず、また国王の財産でもなかった。第2はフィヨルドの奥地で漁労と狩猟に従事し、夏期と冬期に居住地を移動するノルウェーの海岸サーミである。第3は1740年代にノルウェーの支配下におかれ、ノルウェーのみに税を支払っていたフィンマルクの最北部でトナカイ遊牧によって生計を立てていた山岳サーミである。第4は共通山岳サーミであり、トナカイとともに大移動しノルウェーだけではなくスウェーデンにも税を支払っていた。第5はフィンランドからの

移住者であった。彼の調査からフィンマルクの居住者の移動は流動的であり土地は共同で使用し、ノルウェーとスウェーデンの両国に対して税を支払っていたサーミも存在していたためにフィンマルクの国境が画定されていなかったことがわかる。次に、サーミ追加条項とはサーミの民族性の維持と保護を地域的国際法によって行おうとしたものであり、国境を越えてトナカイとともに移動するサーミの慣習を認めたものである。サーミ追加条項が作られた背景として考えられるのが1648年と1673年に施行された法令であり、これらの法令によってノルウェー国王の臣民になることを望まないスウェーデン領のサーミは、ノルウェー入国を禁止されトナカイの遊牧が維持できなくなってしまったからである。

サーミ追加条項の主要規定である第10条は、「サーミはノルウェーとスウェーデンの両国を必要とし、春と秋にトナカイとともに国境を越えて他方の国に移動することが古くからの慣習として認められてきた。彼らは別に明記する場所を除いては将来にわたってもサーミとトナカイのために土地と水域を国民と同様に使用できることを認める。サーミは友好的に扱われ正義をもって保護され、戦時においても相手国はサーミとしていかなる変化も被らず、戦時における略奪、強制と攻撃を受けず、両国のどちらの国においても自国民と同様に扱われる。」と規定している(石渡1986)。この規定はサーミの土地が他人に侵されないという考えに基づいて作られ、サーミが古来持っていたシーダという生活様式が確認されただけではなく、サーミは戦時においても越境を妨害され、戦闘行為に参加する義務を負わされないというサーミの中立性も保障されている。しかし、同じ頃スウェーデンは領土の実行支配を確実にするために植民令を發布し、ラップ境界以北への本格的な移住を奨励し、ラップランドはサーミではなく王室の所有地であるとの見解を取り始めた。これ以降、トナカイ飼育をするサーミの土地に対する法的権利は次第に使用権のみに制限されることになった。こうしてサーミはトナカ

イ飼育人ゆえ保護されてきた土地所有の特権さえも剥奪されることとなったのである。トナカイ飼育だけではなく、狩猟、漁労にも大きく依存していたシーダ経済にとって植民のもたらした生態バランスの破壊は致命的であった(庄司1995)。

さらに19世紀から20世紀にかけて何度も行われた国境閉鎖によってサーミ追加条項は全く価値のないものになってしまったのだ。1809年、フィンランドはスウェーデンからロシア側に割譲され、それまで存在しなかったスウェーデンとフィンランドの国境が閉鎖された。1826年にはノルウェーとロシアとの間で白海沿岸部の国境が画定し、1852年、ロシアのフィンランドに対する権力行使によってフィンマルクのノルウェーとフィンランドの国境が閉鎖されたことで、ノルウェーとフィンランドの間でトナカイ遊牧および漁労を目的とした国境移動が禁止され、サーミの経済生活に打撃を与えたのだ。1882年にスウェーデンとロシアの国境が閉鎖されたことで国境を越えて遊牧をするサーミの権利が侵害されてしまったのである。この頃になると、かつてスウェーデンとノルウェー間で交わされた国境越境に関する取り決め「サーミ追加条項」はもはや存在しないものとなってしまった。

さらに1814年に成立したスウェーデン＝ノルウェー連合が1905年に解消し、国境が閉鎖されたことでスウェーデン領に移住したサーミに対して連合の解消前までは認められていたノルウェー領で夏期にトナカイを放牧する権利が制限され、ラップランド南部に移動することを余儀なくされたのである。またシーダの崩壊も起こり、ラップランドにきた開拓民は自分達が来る以前からサーミの使用している土地の一部も自分達のものにしてしまおうと考えていた。北欧各国の政府はサーミと開拓民が同じ土地で平和に生活して欲しいと願っていたが、サーミは「自分達はトナカイなどの牧畜、狩猟と漁労をし、開拓民は農業をするべきである」という住み分けを望んでいたが、近代国家の確立とともに国境に拘束されないというサーミの遊牧社会が終わっ

たのである。そして19世紀になると、各国の同化政策が本格的に行われるようになっていく一方で、サーミの共同体の単位であったシーダの枠に拘束されないサーミ民族意識が高まっていった。

## V 19世紀後半から20世紀にかけて始まったサーミ社会の変容

サーミ社会を大きく変化させたのは19世紀後半から始まった北欧各国の政府による資源開発と同化政策であり、スウェーデン北部のキルナ鉱山をはじめとする鉱山、森林、水力発電などラップランドの自然そのものが開発の対象とされ、工場、ダム、発電所、観光など様々な産業がラップランドに持ち込まれた。これらの産業はトナカイ飼育などの生業の継続を困難にさせ、生業に大きな影響を与えたのと同時に外部から多数の労働者が流入し、ラップランドの多くの地域でサーミは少数派となってしまったのである。生業における変化だけではなくサーミ語の地位にも及び、18世紀の終わり頃までは各国においてサーミ語に対して比較的寛大な態度がとられ、ラップランドで任務にあたる行政官や聖職者にはサーミ語の能力が義務づけられるなど、サーミ語は半ば公用語の地位にあったという。ところが、19世紀になると各国政府による言語的同化の圧力が強まり、普及し始めた学校教育に対してもサーミを排除することで同化を担い、かつては法律や行政上の用語であった「ラップ人(Lapp)」は、次第にサーミに対する蔑称としての意味合いを帯びるようになっていったのである。

各国の同化政策は、言語や生業の危機感をサーミに与え国家に対する不満も噴出し、19世紀末から20世紀の初めにかけて生業の保護などの民族運動を開始したが、サーミ組織の未熟さや各国政府の無理解から成果をさほど得ることができないまま、1920年代の後半

には勢いが衰え燃え尽きるように消えてしまったのであった。近代国家としての形を整えつつあった北欧諸国において数万人のサーミが民族としての権利を主張したのは時期が早過ぎたのではないかと思うが、当時の「サーミは一つの民族」という民族意識の芽生えと民族運動の経験は無駄ではなかったのである。第2次世界大戦後に復活した民族運動にもこれらの経験が引き継がれたのは確かであり、今日サーミは各国で一つの民族としての地位を確立させ、意見を政治に反映させているからである。

## 1 サーミの民族意識の形成

現在サーミは民族として一つの集団を形成していることを彼ら自身も北欧諸国も認めているが、長期間かつ広範囲にわたる地域に分散しながら生活を営んできたサーミの間に一つの民族としての意識がいつ、どのようにして形成され始めたのであろうか。19世紀にはサーミはいくつかのシーダを形成していたと考えられているが、サーミとしての民族意識があったかどうかは不明であり、今日においても解明されていない。しかし遅くとも19世紀末から20世紀初めにかけて、特にノルウェーのサーミの間にはサーミとしての民族意識が現われ始めているという。

入植者とサーミの抗争は、17世紀からラップランド各地で起こっていたというが、1800年代のノルウェーで入植者とサーミとの利害の対立が頻発し、暴力沙汰にとどまらず殺人まで起きる場合もあった。対立の主な原因はサーミの牧草地や草刈地が入植者に独占されたことや漁場が荒らされたことにある。サーミの民族的な感情が介入した可能性のある暴動として唯一知られているのはノルウェー人商人と行政官が命を落としたという、1852年のカウトケイノ(Kautokeino)の反逆である。この事件の背景として国境の閉鎖による遊牧における移動の制限、ノルウェー人のアルコール商と教会や役所でのノルウェー語の支配、教会の管理など当時サーミにあった数々の社

会的圧迫感が考えられている。この事件はノルウェー人商人と行政官の処刑とサーミの投獄<sup>27</sup>で決着し民族問題としては尾を引かなかったというが、投獄されたサーミは牢獄で執筆した自伝や事件の記録によって後にサーミの間では民族的抵抗運動の英雄的扱いを受けることになったという。1865年にも利害の対立が起こり、共有の草刈地を入植者に独占されたことに対して法廷で争ったが、彼らの土地に対する伝統的使用権は証明不可能として却下されたのであった。

民族意識の形成と、頻発した利害の対立の両方に共通する背景として当時北欧各国において顕在化しつつあったサーミ居住地域への進出、特にノルウェーに見られたような積極的な同化政策によってサーミの間に芽生えた危機感が考えられる。ノルウェーは特に言語や文化においてあからさまな同化政策をとり、1873年の学校法で地方自治体が職員および教師にノルウェー人のみを採用することを可能とし、サーミにノルウェー語の使用を奨励した。1880年代までは辛うじて補助語の地位を維持していたサーミ語であるが、1898年になるとサーミ居住地域における学校でのサーミ語の使用が禁止され、スウェーデン=ノルウェー連合が解消した同じ年の1905年にサーミ語は学校教育から完全に消えたのである。ノルウェー語を使用する者のみに限定した1902年の法律の制定は最も明らかなノルウェーの同化政策であり、サーミ居住地域の土地所有法を変更し国境付近の土地所有権の条件としてノルウェー語を話し、読み書きができるだけではなく日常生活でも使用している者とし、入植者(特にノルウェー人)に非常に有利な法律であったからである。

## 2 二次世界大戦までの

### 北欧各国のサーミ政策

北欧各国が、サーミとサーミ文化に対してどのような態度をとってきたのか、その姿勢はサーミ語の教育に反映されており、北欧で

義務教育が導入されたのは 1800 年代であったが、ラップランドで本格的に実施されたのはずっと後のことであり、学校数、教育機関、教育内容においても劣るものであった。スウェーデンでは 19 世紀後半からサーミを「情緒不安定、酒飲み、幼稚、猜疑的」と記述する文献が増加し始め、独善的なサーミ政策に影響を与えたという。スウェーデンではノルウェーほど極端な同化政策はとられなかったが、1920 年代から 30 年代にかけて「サーミ人はサーミ人であるべき」というスローガンに代表されるように一種の隔離政策がとられ、多くのサーミの意見を無視したまま続けられた。サーミ保護という観点から、サーミに伝統的な住居「コタ」に住むことを強制させるなど独善的な性格が強いものであったという。サーミは 1938 年以降、遊牧学校(Nomadskola)と呼ばれた全寮制学校でサーミ語やサーミ文化、技術などの教育を受けたが、これらの比重は小さく授業もスウェーデン語で行われ、サーミ語は補助的な役割しか果たさなかった。ノルウェーだけではなくスウェーデンでも全くサーミ語のできない教師が採用され寄宿舎生活は子供をサーミの伝統的な生活様式から切り離し、寄宿舎の世話人によってはサーミとサーミの間でさえもサーミ語を使用するのを禁止した場合があり、多数派への同化を促進させる結果となったのである。スウェーデンではサーミが家族を伴って行う遊牧がほとんど消え去った 1962 年になってから子供を遊牧学校か一般の学校のどちらに通学させるかの選択の自由をサーミの両親に与えたのである。

フィンランドにおけるサーミ語の教育はノルウェーやスウェーデンのように同化・隔離政策はとられなかったが、これらの国々と比較しはるかに遅れていたというよりも、むしろサーミに対する特別な配慮がされていなかったといったほうが当てはまるかもしれない(庄司 1990)。1898 年にフィンランドで初等教育が義務化された時、ウツヨキ(Utsjoki)などサーミが多数を占める地域の一部の学校ではサーミ語による授業が行われていたようであ

るが、1970 年代まではサーミ語の教育体制は全く整備されていなかった。フィンランド人と接する機会の多い地域を除き、サーミの子供のほとんどはフィンランド語ができない状態で就学を迎えたために最初の数年間は授業を理解するのが困難であったという。フィンランドの寄宿舎生活においても授業についていけないサーミの子供たちが経験するサーミ語の劣等感や差別は、サーミ語を日常的に使用する環境から引き離すことに拍車をかけフィンランド語へ同化させる役割を果たしたのであった。

当時、サーミ語による教育が重要視されなかった原因は 2 つあると思う。1 つめは当時の時代背景であり 19 世紀後半から 20 世紀初めにかけて、近代国家の建設を急いでいた北欧諸国は少数民族であったサーミが一つの民族として存続していくために重要な法律の整備をする余裕がなかったからではないか。2 つめはサーミ語に対する親の態度である。多数派の言語に同化された地域以外でも多数派の言語に対するサーミ語の劣勢によって子供には多数派の言語による教育を進んで受けさせようとする親が多く、サーミ語を母語とする両親が不完全な多数派の言語で子供を育てたケースが数多く知られている(庄司 1990)。

### 3 サーミ民族運動の高揚と衰退

サーミの民族運動は植民の進出による圧力が激しかったラップランド南部では、生業に関わる土地や漁場などへの権利の保護の要求から始まった。一方、文化運動的な色彩が強かったとされるノルウェー北部ではサーミ組織が結成され、サーミによる最初の文字活動といえる機関紙<sup>28</sup>などの発行が活発化し、1904 年にはサーミ文化の擁護を訴えた雑誌『Sagai Muiittalaegje』が発刊された。この雑誌は地元のサーミに絶大な影響を及ぼしフィンマルクでの民族運動の発端を作り、後のサーミの民族歌と認定される「サーミ族の歌」の作詞者イサク・サバ(Isak Saba)を 1906 年、国会に議員として送り出すことにも成功した。

1904年にはスウェーデンの南サーミ<sup>29</sup>が初めてのサーミ組織である「サーミ中央協会」を結成し、この組織は遊牧地への植民の侵入に対する権利の擁護を目的として結成したものであったが、サーミ文化の存続に対しても大きな関心を抱いていた。ノルウェーにおいても1906年以降、各地にサーミ組織が誕生し、1910年には各地の組織が参加するサーミ大会が開催された。1917年、ノルウェーのトロンハイム(Trondheim)で開催されたノルウェーで最初のサーミ組織の全国大会はスウェーデンのサーミ組織の代表も迎え、開会式の大会宣言ではカリスマ的女性活動家エルサ・ラウラ(Elsa・Laula)は次のように述べている。「我々、サーミ人には共通の国家は存在しない。我々は一つの民族として協同することも知らなかった。今日、我々は初めてスウェーデンとノルウェーのサーミ達を一つに結ぼうとしている。」彼女の宣言は「サーミは一つの民族」であることと、「サーミ民族」の民族意識の覚醒も明言しているという。またスウェーデンでも翌年の1918年に全国大会が開催されており、1920年には9つの地方組織を含めた全国組合が結成され、国境による入植者との言い争い、移動の制限などトナカイ飼育に関する問題、サーミ政策の不满とサーミ語学校の要求が関心の対象であった。

第2次世界大戦前のサーミ民族運動は1910年代の後半に頂点に達したかのようにみえたが、1920年代の半ばを過ぎると勢いが衰えてしまった最大の原因は国家のサーミ民族運動に対する懐疑的、否定的態度であったという。フィンランドはスウェーデンへの文化的依存から独立しロシアの10月革命(1917年)をきっかけに政治的にもロシアから独立した国家であり、一部の人々を除き少数民族に関心を払う余裕はなかったはずである。フィンランドでは学者や文化人によってサーミの文化振興を目指して1932年に結成されたサーミ文化協会ですえ、国家分断を計る扇動的集団として懐疑的な批判が向けられたのであった。同じ頃ノルウェーではノルウェー化政策の真っ只中にあり、初めからサーミの運

動には懐疑的な態度であり、スウェーデンでも、19世紀末から第2次世界大戦までサーミに対して、「文化的にも人種的にも遅れた人々」という観念が強まりつつあったという。しかし、サーミの側にも原因があり一つの民族として国家に立ち向かい、結束するという理念が定着していなかったようだったという。サーミの民族運動にはエルサ・ラウラなどの成熟した運動家がいた一方で、サーミの民族意識を高揚させるための文字伝統はまだあまりにも脆弱すぎたことも原因の一つであったと考えられる。1900年代初めにはサーミ語の中で最大の話者を抱える北サーミ方言ですえ共通の書き言葉を持たない状態であったのだが、複数存在していた正書法の統一、語彙の整備などの問題を抱えたまま、北サーミ語の統一正書法が決定したのは1979年になってからである。衰退してしまった民族運動が再び活発になるのは第二次世界大戦後であり、解体状態であった北欧各国のサーミ全国組織が1940年代後半にノルウェー、スウェーデン、フィンランドの各国で結成され、戦争のために断絶状態であった各国のサーミ間の連帯活動もほぼ同時に復活している。1953年には北欧サーミの最高意思決定機関として第1回サーミ議会が開催され、1956年にはその常設的な事務局として北欧サーミ評議会が設立されたのである。

## VI おわりに

サーミ政策史はあまり研究が進んでいない分野の一つであると思っていたが、サーミに関する記録は様々な歴史書に古い時代から登場し彼らの生活様式をかいま見ることができ、サーミが歴史書に初めて登場するのは歴史家タキトゥスが98年に記述した『ゲルマニア』である。

ラップランドの植民地建設に最初に着手したのはノルウェー人であり、スウェーデン人、フィンランド人、ロシア人もその後続いた。12世紀から13世紀にかけて記述された文献

からサーミと彼らの関係は良好であったと思うが、14世紀初頭になるとノルウェー、スウェーデンとロシアがサーミからの徴税権を争い始めるようになる。植民地政策が本格化するのには16世紀になってからであり、スウェーデン国王ヴァーサは植民地政策の先駆者であった。植民地時代は18世紀までの約200年間続き、17世紀後半から開始した入植によってサーミの伝統文化が脅かされ始め、入植者とサーミの間では土地利用に関する争いも絶えなかったようである。18世紀中期にはサーミ追加条項が作られサーミの伝統的な生活様式であるシーダは保障されたが、19世紀から20世紀にかけてスウェーデンなどの周辺諸国は国境閉鎖を何度も行い、サーミは国境を越えて移動することができなくなったためにシーダの崩壊が起こった。

サーミ社会をさらに大きく変容させたのは19世紀後半から始まった北欧各国の政府による資源開発と同化政策である。19世紀後半から20世紀にかけて開始されたサーミの民族運動はサーミの組織の未熟さや各国政府の無理解から運動の勢いが衰えたというが、第二次世界大戦後に復活した民族運動にも民族意識の覚醒と経験が継承された。今日サーミは彼らが所属する国家（ロシアは除く）で一つの民族としての地位を確立させており彼らの意見を政治に反映させつつあるが、自治権をどのようにして獲得していくのかなど世界の先住民族政治の場で活躍する彼らの動向を今後も注目していきたい。自治権の獲得においてカナダのイヌイットやオーストラリアのアボリジニーなどサーミの一步先を進んでいる先住民族と連携し、先住民族としての生き方のモデルケースを世界の先住民族に提示し共に模索していくことが21世紀のサーミが進むべき道であると思うのだ。

### Tack så mycket (謝辞)

学生の時に卒業論文を初めて書くにあたってご指導していただいた北海道民族学会会長

の岡田淳子先生と、今回学会の会報誌への投稿の機会を与えていただいた林美枝子先生には、この場を借りて深く感謝したい。

- 1 北極圏の約130km北に位置し、サーミ語で「雷鳥」を意味し、鉱山開発で発展した町である。人口の約10%をサーミが占める。
- 2 1986年8月15日に制定され、伝統的なサーミの衣服の色彩配列（赤・緑・黄・青）から考案された。
- 3 例えば、2月6日サーミ民族の日、6月24日夏至祭など。
- 4 筆者が北海道東海大学在学中、第二外国語としてスウェーデン語を履修していたため。
- 5 98年頃に書かれた民族学の書物であり、ライン川西部、ドナウ川北部地域ゲルマニアに居住していたゲルマン諸部族の様子が語られ、当時の状況を伝える重要な資料の一つである。しかしタキトゥス自身はゲルマニアを訪問したことがなかったと思われる。
- 6 Phinoi や finn という呼称はサーミを指す。
- 7 イングランドの中世前期の政治や軍事史に関する重要な資料である、9世紀後半、アルフレッド大王（在位871-99）のもとで古い伝承と記録などを材料として編纂されたものが原本である。
- 8 古スカンジナビア語の skrida 「スキーで滑る」に基づいた語である。
- 9 ノルウェー北西部に位置し今日ノルウェー第3の人口を有する。
- 10 イタチ科の哺乳類であり、別名「ヤマイタチ」とも呼ばれる。主にユーラシア、北アメリカ、グリーンランドに分布する。
- 11 1323年スウェーデンとロシアがネーテボリ（ハパキナサーリ）条約を締結し、カレリアを二分する国境設定が行われる。1325年頃のスウェーデンの領土はフィンランド南西部もスウェーデンに属していたが、スウェーデン南部はデンマーク領であった。
- 12 スウェーデンの銅と鉄はスウェーデン中部の山岳地帯で産出しており、これらはドイツ商人によってハンザ都市リユー

ベックに売られたが、マルグレーテの後継者の連合王「ポメラニアのアーリック(1382-1459)」がハンザ戦を構えたためにハンザ都市はスウェーデンの鉄を買おうとしなくなってしまう。坑夫達はアーリックに強い不満を感じるようになり、農民もまた彼の高額な課税に不満を感じていた。やがてエンゲルブルクト・エンゲルブルクトソンは民衆を集め、国王に対して反乱を起こしスウェーデン中部および南部全域にも反乱は拡大し、多くの貴族さえもエンゲルブルクトに従い、ついに国王は退位したのであった(ティングダール 1999)。

- 13 エンゲルブルクトの反乱以後、スウェーデンの統治を巡ってデンマークをスウェーデンが争うようになっていた。スウェーデン人貴族の中にはスウェーデン独立を望む者と、1520年にストックホルム城を占拠したデンマークの連合王クリスチャン二世(1481-1559)を支持する者がいた。クリスチャン二世はストックホルムの広場で反対者80人を処刑した(ティングダール 1999)。
- 14 誰と誰によって共有していた森なのかは不明である。
- 15 現在のラップランドの一部地域を含んだ地域である。
- 16 17世紀初頭のスウェーデンはほとんど常時ロシア、デンマーク、ポーランドとの戦争に明け暮れており、ドイツではプロテスタント勢力が皇帝をはじめとしたカトリック勢力と対峙するという大きな「三十年戦争」が起こっていた。この三十年戦争は宗教上の問題だけではなく、カトリックであるフランスがドイツのカトリック教徒と戦うためにスウェーデンに資金を提供していた。フランスはカトリックの神聖ローマ帝国に(ドイツ)に皇帝に強大な権力を持たせなかったのである(ティングダール 1999)。
- 17 1648年ウエストファリア条約で北ドイツ諸国(全ポメラニア、リューゲン、ヴィスマール市、ブレーメン司教領など)を獲得した。
- 18 広大な生活地域を持つ家族の集合体であり、シーダには各家族から一人ずつ出さ

れたメンバーの集合機関があり、その長はイセド(ised)であった。シーダは行政的、司法的に機能し同時に対外的には他のシーダに対して自己の利益を主張する役目も果たしていたのである。しかしサーミ社会においてシーダは国家の形成には連ならなかった。シーダは集合体によって支配される自然環境によって画定された狩猟領域であり、狩猟、漁労、採集の権利性と結びついている。すなわちシーダの構成員はシーダ内での狩猟、漁労、トナカイ放牧と飼育に独占権を持っており、それを侵犯した場合は紛争が発生したのは当然である(石渡 1986)。

- 19 アイヌのイウォル(iwor)と似ており、イウォルとは自然環境によって画定された領域であり、原則として他のイウォルの構成員の無断侵入は許されない。イウォルには全体をまとめるリーダーが存在しなかったようである。
- 20 スウェーデン中部よりやや北に位置しボスニア湾に面した地方であり、北からオングelmanランド、メーデルパッド、ヘルシングランドの順に位置する。
- 21 スウェーデン北東部に位置するヴェステルボッテン県の県都であり、オングelmanランドの北に隣接している。
- 22 何の講話条約であるかは不明である。
- 23 何に対しての納税者権利なのかは不明であるが、後に農耕者の土地税が農場税へと移行していくことから土地に対しての納税者権利だと思われる。
- 24 当時のサーミは農民と同等の法的扱いを受けていなかったためである。
- 25 ピテ地方とはルレ地方の南に隣接し、スウェーデン北西部とノルウェー西部の沿岸部にまたがる地域である。
- 26 ロシアのサーミとフィンランドの少数のサーミはロシア正教を信仰している。
- 27 庄司(1995)によると、カウトケイノの反逆は中心人物の処刑と関係者の投獄で決着したというが、彼の記述から、処刑されたのはノルウェー人商人と行政官であり、投獄されたのはサーミであると考えられる。
- 28 雑誌のタイトルからノルウェー語または



サーミ語で書かれたものであると考えられる。

<sup>29</sup> ダーラナ(Dalarna)など、スウェーデン中部地方に居住するサーミのこと。

## 参考文献

アシュワース, ジョージナ

辻野巧 et al. (訳)

1990 世界の少数民族を知る事典

明石書店

石渡利康

1986 北欧の少数民族社会 -その法的地位の研究- 高文堂出版

沖野智子

2002 北海道東海大学学士論文 サーミ政策史

小泉保

1993 ラップ語入門 大学書林

庄司博史

1993 サーミ民族運動における言語復権の試み 国立民族博物館研究報告 15 巻3号

1995 民族としてのサーミ人の誕生-北欧の近代国家建設の中で-川田順造 (編) ヨーロッパの基層文化 岩波書店

ティングダール, ビルギッタ

1999 スウェーデン史速歩き - ヴィーキングから福祉国家まで - ビバネル出版

ハストロプ, K

1996 北欧社会の基層と構造 1-北欧の世界観- 東海大学出版会

1996 北欧社会の基層と構造 3-北欧のアイデンティティ- 東海大学出版会

Tomas Rutschman

1993 The saami -people of the sun and wind-Ajtte, Swedish mountain and Saami museum

## 参考資料

(インターネット)

スウェーデンサーミ議会 [www.sametinget.se](http://www.sametinget.se)

ノルウェーサーミ議会 [www.samediggi.no](http://www.samediggi.no)

ヨックモック教育文化センター

[www.sapmi.net](http://www.sapmi.net)

シーダ博物館 [www.siida.fi](http://www.siida.fi)

(パンフレット)

KIRUNATURIST Kiruna Turustbyrå